令和2年度 工 事 名 ガントリークレーン2号機塗装工事(R2)

施工地名 那覇港新港ふ頭地区

エ 期 本契約日の翌日から令和3年3月31日まで

特 記 仕 様 書

第1条 (共通仕様書の適用)

本工事の施工に当たっては、沖縄県土木建築部制定の「土木工事等共通仕様書」および国土交通省港湾局編集の「港湾工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

第2条 (共通仕様書に対する特記及び追加事項)

共通仕様書に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。

			特	記	仕	様	書	[那覇港管理組合]
章節	条	見出し	項				特記	及び追加仕様書事項
	4	主任技術者について	2	書及びその他 を本は、量 をかに事はではない。 では本は、単 をかに事にではない。 本のでは、本のでは、本のでは、は、本のではできる。 では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	の参考書、記述事の参考書、記述事の参考書、記述の事務をはませんでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ま	でで 国際は に面で、 でのでは にでのでする。 でのでのでする。 でのでする。 でのでする。 でのでする。 でのでする。 でのでする。 でのでする。 でのでする。 でのでする。 でのでのでのでする。 でのでのでのでのでのでする。 でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	施し、 手なル 施者。 兼該技 まいの領配 ですくる。 まとて をするも級は をするもの。 をするもの。 をするもの。 をするもの。 をするもの。 をするもの。 をするもの。 をするもの。 をするもの。 をするもの。 をするもの。 をするもの。 をするとの。 をする。 をををををををををををををををををををををををををををををををををををを	のであること。 の種別ー鋼構造物塗装に限る。)、若しくは1級又は2級建築工事 告しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。 は、次のいずれかを満たす者をいう。

			特	記	仕	様	書	[那覇港管理組合]
章節	条	見出し	項				特記	及び追加仕様書事項
	5	主任技術者の雇用関係について	2	成立していな	ければならな 着手届と共に	い。	, , , , ,	音(企業)と入札参加資格確認申請日以前に3カ月以上の雇用関係が する主任技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等
	6	工事カルテ作成・登録について	1	受注者は、 ス(CORINS) を受けたうえ、 た日から土曜 関に登録申記 は、受注・訂 また、(財)日 ちに監督員に	受注時又は変に基づき、受注時では、受注時間では、受注時曜日、日間ではいいでは、またなければが、といいのでは、またのでは、またのでは、またのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	変更時にお 注・変更・ 約後、土曜 祝日等を ならない(た なするものと 最終合セン	完成・訂了 曜日、日時 除き10日 ただし、エ さする。)。 ター発行	事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービ 正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認 濯日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があっ 以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、登録機 工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事について の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直 、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を
	7	疑義の解釈	1	すべて監督員	事着手前に	互工しなけれ	1ばなら7	すると共に仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合は、 ない。 受注者の負担とする。
	9	工事進捗状況の報告について 工事完成図書の提出 公共事業労務費調査に対する協力	2 3	受注者は、党工事事事をは、政工事では、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学を	毎月の工事の 書は、別記付 甲の実施する 出する等、必 の工期経事が 提出しない。 一 一 で で で で で で で で で で で で で)進捗書事協と は様共なおを、まなになる を関いままではないです。 がはないでする。 はないでする。 はないできないでする。 はないでする。 はないできないできないできないできないできないできないできないできないできないでき	を照労をも事事た帳。契がはというでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	23日までに監督員へ報告しなければならない。 関査の対象工事となった場合は、乙は、調査票等に必要事項を正確に なければならない。

			特	記 仕	様	書	[那覇港管	理組合	
章餌	5 身	見出し	項			特部	2 及び追加仕様書事項		
		1 暴力団員等による不当介入の排除対策	3 4	手続きに関する合意書 反したことが判明した場 暴力団員等から不当 所轄の警察署に届出る 暴力団員等から不当 の警察署に被害届を提	ド(平成19年7 場合には、指2 要求を受けた を行い、捜査 要求による被 是出すること。	月24日) 名停止等 と場合は 上必要な 後害又は	「縄県土木建築部発注工事における」に基づき、次に掲げる事項を遵守しまの措置を行うなど、厳正に対処する、 毅然として拒否し、その旨を速やかは 協力を行うこと。 工事妨害を受けた場合は、速やかに 遅れが生じる恐れがある場合は、速・	なければなら のとする。 に監督員に幸 監督員に報告	かない。なお、違 服告するとともに、 告するとともに、所轄
	1	2 塗装仕様について	2	補修が必要な箇所(補(1)清掃・水洗い(2)素地調整 2種ケレ(3)下塗り(補修塗) (4)補強塗り(5)下塗り(第1回)(6)下塗り(第2回)(7)下塗・上塗兼用補修を要しない箇所(-(1)清掃・水洗い	修部)につい シン 厚膜形ジンケリ エポキシ樹脂被 弱溶剤厚膜型 弱溶剤形シリコ 一般部)につい	ては下記 ッチへ。イン ででで ででで ででで で変性エス で変性エス で変性エス で変性エス で変性エス	、 ペキシ樹脂系さび止め塗料 ペキシ樹脂系さび止め塗料 ポキシ樹脂系下塗・上塗兼用塗料	乾燥膜厚 40 μ m 500 μ m 100 μ m 100 μ m 60 μ m	7 m2 7 m2 7 m2 7 m2 7 m2 7 m2 7 m2
			4	(4)下塗り(第1回) (5)下塗り(第2回) (6)下塗・上塗兼用	弱溶剤厚膜型 弱溶剤厚膜型 弱溶剤厚膜型 弱溶剤形シリコ	型変性エス 型変性エス ン変性エ	ペキシ樹脂系さび止め塗料 ペキシ樹脂系さび止め塗料 ペキシ樹脂系さび止め塗料 ポキシ樹脂系下塗・上塗兼用塗料 後器改修工事(R1)にて使用した塗料	100 μ m 100 μ m 100 μ m 60 μ m	138 m2 138 m2 138 m2

			特	記
章自	前 条	条 見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
	1:	3 関連法規		本工事の実施にあたっては下記関連法規を遵守すること。 (1)「港湾法」 (2)「港湾法施行令」 (3)「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」 (4)「労働安全衛生法」 (5)「クレーン等安全規則」 (6)「クレーン構造規格」 (7)「電気設備技術基準」 (8)「航空法」
	14	14 官公庁等への届け出	1	受注者はクレーン構造物補修に際し、所轄労働基準監督署に対し「クレーン等安全規則」に基づく届け出を行わなければならない。
			2	その他必要な申請、届け出がある場合は監督員と調整の上速やかに提出すること。 手続きに必要な資料作成、手数料等の費用については、受注者の負担とする。
	1	15 その他	1	現地工事において、入船あるいは荷役等の都合で試運転調整を中断する必要が生じた場合は、那覇港管理 組合監督員と協議を行ない作業及び工期を調整すること。
				大型クルーズ船の入港に支障のないよう、那覇港管理組合および那覇国際コンテナターミナル株式会社と事前に綿密に打合せを行うこと。